

# 信用金庫監査における共同事務センター の内部統制評価のあり方について

平成18年7月25日

日本公認会計士協会

## 1. はじめに

信用金庫の業務、情報システム等の仕組みは、一般の銀行等に類似するが、情報システムの運営形態に一部大きく異なっているところがある。すなわち、多くの銀行等が自行業務の情報システムの運営を自行の保有する情報システム機器、要員等の情報システム環境下で行っているのに対し、信用金庫の多くは共同事務センターに加盟し、金庫業務を処理するための情報システムの相当部分を共同事務センターの情報システム（以下「共同センターシステム」）に依存しているのが現状である。こうした実情を踏まえ、共同事務センターを利用している信用金庫の情報システムの内部統制の有効性の評価（以下「内部統制評価」という。）に当たっては、従来から、共同事務センター加盟信用金庫の計算書類及びその附属明細書の監査（以下「信用金庫監査」という。）を担当する会計監査人（以下「金庫監査人」という。）が合同で全国7共同事務センターにおいて評価作業を実施してきたところである。

しかしながら、昨今の特に金融機関における情報技術（IT）の利用は極めて高度化しており、かつ、共同事務センターを利用する金融機関等が増加しつつある現状に鑑み、平成11年3月に情報システム委員会研究報告第17号「共同センターを利用している場合の情報システムの監査について」（以下「研究報告第17号」という。）が、平成12年3月には監査基準委員会報告書第18号「委託業務に係る統制リスクの評価」（以下「委員会報告書第18号」という。）が公表され、業務を受託している会社の当該業務に係る内部統制評価に関する報告書についての実務上の指針が提供されている。

さらに監査基準委員会報告書第27号「監査計画」から同31号「監査証拠」と、それに対応したIT委員会報告第3号「財務諸表監査における情報技術（IT）を利用した情報システムに関する重要な虚偽表示リスクの評価及び評価したリスクに対応する監査人の手続について」（以下「IT委員会報告第3号」という。）が、原則として、平成18年4月1日以後開始する事業年度に係る監査から適用されることとなった。

このような情報システムに関する監査環境の変化を踏まえ、今後、共同事務センター加盟信用金庫の内部統制評価については、これらの新しい委員会報告書等が要求する水準の評価作業を実施していく必要がある。

こうした経緯及び最近のITを利用した情報システムに係る内部統制評価に対する要求水準を踏まえ、今般、改めて、共同事務センター加盟信用金庫における内部統制評価のあり方を検討した。

本研究報告は、金庫監査人が信用金庫監査における監査意見の表明に当たって、共同事務センター及び共同センターシステムに係る内部統制評価についての望ましい方向性を提供するものである。

なお、共同事務センターと同様に、他の組織等に信用金庫の情報システムに関する運営等を委託している場合の内部統制評価についても本研究報告に準じて取り扱うことが必要であると考えられる。

## 2．内部統制評価の実施方式

信用金庫監査における共同事務センターの内部統制評価の方式として、一般的には共同方式、合同方式、センター監査人方式の3方式が考えられる。

共同方式は、事前に打ち合わせた実施項目について、複数の金庫監査人が共同して評価作業を行い、評価結果を共同で導き出すものである。

合同方式は、複数の金庫監査人が集まり、各金庫監査人が自身の信用金庫監査に必要な範囲の評価作業を実施することになるが、この場合、金庫監査人間で評価結果の集約や所見の統一は行われず、各金庫監査人が自身の評価結果として判断することになる。

センター監査人方式は、研究報告第17号に記載されているセンター監査人、あるいは、委員会報告書第18号に記載されている受託会社監査人による評価作業を想定している。ここでは、各共同事務センターにおいて、センター監査人により同研究報告及び同委員会報告書に基づいた評価作業が実施され、センター監査人から各共同事務センターに提出された結果報告書を金庫監査人が金庫を通じて入手し、自身の信用金庫監査に利用することになる。

合同方式は、従来から実施してきた方式であるが、各金庫監査人自身で評価結果を判断し、結果の集約や所見の統一が行われないうえに、ある同一の事象に対して金庫監査人間で異なる評価結果が導き出される可能性がある。また、共同方式では、評価結果である所見は金庫監査人間で統一されるが、担当者のITスキルや評価能力等に差がある場合、所見の統一が困難になり、集約作業に多くの労力を費やすことになりかねない。また、参加する金庫監査人が多いほど実施事項の調整等も困難となり、結果として必要な範囲の評価作業が実施できないおそれがある。

このように3方式を比較した場合、共同事務センター及び共同センターシステムの内部統制評価はセンター監査人方式により実施することが最も望ましいと考えられる。

## 3．センター監査人方式における検討事項

共同事務センター及び共同センターシステムの内部統制評価をセンター監査人が実施する場合、研究報告第17号及び委員会報告書第18号に準拠して評価作業を実施することになるが、通常の委託業務の評価において実施される事項に加えて、以下の点を検討しておく必要がある。

#### (1) 契約方式

現在、全国で7つの共同事務センターが各地域の信用金庫の情報処理を行っているが、使用している共同センターシステムは同一のものである。そのため、共同センターシステムにおける内部統制に大きな差はないと考えられる。しかし、各共同事務センターは信用金庫の意向に従って共同センターシステムの運営管理を行っており、それぞれの信用金庫の要望に基づいてプログラムの追加・変更が行われるとともに、各共同事務センターの管理体制等に応じた統制活動が行われている。したがって、各共同事務センターが内部統制評価の業務をセンター監査人に委嘱する場合には、共同事務センターごとにセンター監査人と契約することになると考えられる。

#### (2) センター監査人間等の調整の必要性

各センター監査人が評価対象とするコントロール目標の範囲や実施する運用評価手続の範囲が各センター監査人間で同一になるという保証がないため、各センター監査人間で十分な調整が必要とされる。そのため、センター監査人による内部統制評価を円滑に実施するためには各センター監査人間及び各共同事務センター間等、当事者間の調整を行うことが必要である。

また、センター監査人間の調整と同様に、センター監査人と金庫監査人との協議も必要である。共同事務センターの内部統制評価は金庫監査人の監査計画立案に影響を与えると共に、センター監査人の評価結果を利用することが信用金庫監査に係る意見表明の前提となっているからである。この場合に、各共同事務センターに加盟する信用金庫の金庫監査人が地区ごとに異なることから、センター監査人と金庫監査人の協議は共同事務センターごとに実施することになると考えられる。

#### (3) 共同事務センターが実施していない業務に関する評価

共同事務センター及び共同センターシステムの内部統制評価として、共同事務センターが直接実施している業務のみを評価対象とするだけでは不十分である。例えば、共同センターシステムの開発業務等については、契約上の制約から、実質的にシステムの開発管理を共同事務センターで実施することが困難なため、各地区の共同事務センターではなく他に当該業務を委託して実施している場合がある。センター監査人は、このような共同事務センターで実質的に実施していない業務についても、情報システムに関する内部統制の有効性を評価する観点から評価の対象とする必要がある。

#### (4) 信用金庫の協力の必要性

共同事務センター及び共同センターシステムの内部統制評価に関し、共同事務センターの協力体制のみならず、信用金庫の全面的な協力が必要である。信用金庫監査における共同事務センター及び共同センターシステムの内部統制評価の重要性について、金庫監査人は信用金庫の十分な理解と協力を得ることにより、共同事務センター及び共同センターシステムに係る内部統制評価の実効性・効率性を確保することができる。

#### 4. センター監査人による内部統制評価のあり方について

##### (1) 共同センターシステムに関する内部統制

共同センターシステムに関する内部統制には、共同事務センターで行っている内部統制と個々の信用金庫で行っている内部統制があり、表1のとおり信用金庫と共同事務センターのそれぞれで全般統制と業務処理統制の評価を実施する必要がある。

表1

	全般統制	業務処理統制
共同事務センターで評価すべき内部統制	大半の内部統制について実施	補足的に実施 (アプリケーション・システムに組み込まれている統制活動に係る仕様について実施)
個々の信用金庫で評価すべき内部統制	一部について実施 (共同事務センターに対する依頼事項の承認と結果確認、あるいは、中継機器のセキュリティに関する事項等について実施)	主として実施

このうち、共同事務センターで評価すべき全般統制と業務処理統制は、表1のように考えることが可能である。すなわち、共同事務センターには、基本的に全般統制として評価すべき統制活動の大半が存在する。また、共同事務センターはシステム機能を主として提供しており、その中で業務処理統制についてはプログラムとして情報システムに組み込まれたものを稼働させることのみを担っている。

これに対し信用金庫には一部の補完的な統制活動を除き全般統制は存在しないが、業務処理統制についてはシステムのユーザーとしてアプリケーション・システムに組み込まれている統制活動と当該統制活動を取り巻く人とITが一体となって機能する統制活動が存在することになる。

センター監査人が共同事務センターで実施する内部統制評価の手続は、全般統制の評価のほか、業務処理統制に関するシステムの仕様の理解と検証による評価が想定される。しかし、業務処理統制の評価としてはこれだけでは十分ではない。これに加えて、金庫監査人による、システムのユーザーとして信用金庫側で運用される人とITが一体となって機能する統制活動の理解と検証が必要である。

共同センターシステムにおける内部統制評価の結果は、各金庫監査人が実施した業務処理統制の評価結果と合わせて総合的に判断されるべきであり、それには、業務処理統制の基盤となるべく実施された全般統制の評価を含んでいる。

共同センターシステムの特徴として、個々の信用金庫の業務運営に適合できるよう処理機能及びアプリケーション・システムに組み込まれている統制活動にある程度の

汎用性が保持されていることがある。このことにより、金融機関として一般に備えるべきアプリケーション・システムに組み込まれている統制活動が、一部不足となって具現されていることが考えられる。この場合は、センター監査人が、システム仕様の理解ないし検証の結果として、金庫監査人に当該コントロールの不足の内容と、信用金庫側の運用でこの不足を充足すべきこと、ないし信用金庫側での充足が想定される人とITが一体となって機能する統制活動を金庫監査人に提示することが望ましい。また、併せて金庫監査人が採るべき監査手続への言及が期待される。

## (2) 補完システムとの関わり

信用金庫は原則として共同センターシステムで提供されている機能をすべて利用することができるが、汎用性をもたせたシステムのためユーザーである金庫の要求を必ずしも満足させるものとはなっていない。このため、信用金庫においては一部業務について独自の補完システムを有する場合も多いと考えられる。したがって、金庫監査人は共同センターシステムで提供されている機能のリスト等を入手し、金庫が使用している業務システムが共同センターシステムなのか金庫独自の補完システムなのかを識別しなければならない。

共同センターシステムに関する業務処理統制のうち、アプリケーション・システムに組み込まれている統制活動を金庫監査人が評価する場合には、センター監査人の報告書を入手してシステムの仕様の理解と検証の評価を行うことになる。しかし、補完システムについては、業務処理統制のみならず、全般統制についても金庫監査人が自ら評価しなければならないことに留意する必要がある。したがって、経営者の主張ごとの重要な虚偽表示のリスクに対応するためには、共同センターシステムの仕様の理解と検証の評価のみならず、信用金庫の補完システムも含めた全体的なシステムの仕様の理解と検証の評価が必要不可欠である。

## 5. 実施手続

### (1) 基準

情報システムの運営管理の重要性については、過去から様々な議論がなされてきており、その運営管理の目的に応じた管理項目、あるいは、管理ポイントが取りまとめられ、各種の組織及び業界等から公表されている。

主として金融機関に最も広範に利用されているものとしては、金融庁から公表されている「金融検査マニュアル システムリスク管理態勢の確認検査用チェックリスト」あるいは、財団法人金融情報システムセンター（以下「FISC」という。）から公表されている「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準」及び「金融機関等のシステム監査指針」がある。これらの基準等は、金融機関等が、自己で運営管理する情報システムの運営管理の状況进行评估するために利用されている。

また、広く社会全般の企業等を対象として公表されている情報システムの運営管理のための管理項目等としては、経済産業省から公表されている「システム管理基準」

及び「情報セキュリティ管理基準」が一般的に用いられており、また、グローバルスタンダードとして広く認知されているものとして、情報システムコントロール協会が公表している「Control Objectives for Information and related Technology (通称「COBIT」という。)」が挙げられる。

しかし、これらの基準等は、特定の目的を達成するために必要な管理項目等が記述されたものであり、あらゆる目的を達成するために必要な普遍的な情報システムの運営管理のための規準として確立されたものは存在していない。

## (2) 共同事務センターの全般統制の評価

### 全般統制の評価項目

信用金庫監査において必要となる全般統制に関する重要な虚偽表示のリスクを評価するためのコントロール目標については、過去に当協会から「内部統制質問書」として公表されただけで、信用金庫監査に必要なコントロール目標として明確に公表された経緯がなく、現在の業務を実施するに当たっては、会計監査人の過去からの経験により、あるいは、監査法人等が独自の立場で必要と考えるコントロール目標を集約することにより用いている。

このような状況の中で、信用金庫監査の実施において、共同事務センター及び共同センターシステムにおける重要な虚偽表示のリスクを評価するためのコントロール目標については、IT委員会報告第3号の記載等を参考として実施することになると考えられる。

### 全般統制の評価結果の報告とその利用

センター監査人が共同事務センターの全般統制について評価を実施する場合、委員会報告書第18号に記載されている「内部統制の整備及び運用状況報告書」がセンター監査人により提出されることが金庫監査人にとって最も利用価値が高く、有用であると考えられる。この場合、「内部統制の整備及び運用状況報告書」を実効性あるものとして利用するためには、委員会報告書第18号第22項(2)の意見に除外事項がない、又は、不適切に記載されている旨の意見表明がないことが前提となる。同意見に除外事項が付された場合、又は、不適切に記載されている旨の意見表明がされた場合の金庫監査人に与える重要な影響を考慮し、共同事務センターに構築されている内部統制の整備・運用状況に重大な欠陥が存在する場合、あるいは、重大な欠陥が存在していないことの表明が困難な場合には、センター監査人が実施可能な範囲で、金庫監査人が利用可能な形式の報告書が提出されることが望まれる。なお、センター監査人から提出される報告書がいかなる内容のものであっても、金庫監査人はその報告書の内容を慎重に吟味し、経営者の主張ごとの重要な虚偽表示のリスクに対応するために必要な追加的手続の要否を検討する必要がある。

(3) 共同センターシステムの業務処理統制の評価

共同センターシステムの位置付け

金庫業務における共同センターシステムは、基幹系のオンラインシステムとして、預金、融資等の主要な勘定科目の基礎情報を提供している。

表2 評価すべき対象と業務システム

計算書類及びその附属明細書				
日計システム				
普通預金システム 定期預金システム 等	手形貸付システム 証書貸付システム 等	為替シ テム 等	自己査定 システム 等	有価証券 システム 等
預金共通システム	融資共通システム	-		
業務共通システム				
(共同センターシステム)			(補完システム)	

網掛けの箇所：センター監査人が評価すべき対象

経営者の主張ごとの重要な虚偽表示のリスクに対応するためには、共同センターシステムの仕様の理解と検証による評価が必要不可欠であるが、そのみでは十分ではなく、補完システムの理解と検証の評価も必要不可欠になっている。

補完システムは、信用金庫が独自で導入しているパッケージ利用も多いため、この場合には、金庫監査人がパッケージ利用のリスクを考慮する必要がある。

共同センターシステムの一般的特徴の理解

信用金庫の規模等により要求されるシステム機能に相違がある。共同センターシステムは、これらの要望に幅広く対応するために柔軟な機能構成になっている。その反面、金庫からは様々な機能追加要望があるが、限られた範囲での開発となるため、その対応が最大公約数的になりがちであり、特定の信用金庫からの要望が反映されない場合がある。

また、金庫担当者による日常の作業における管理に委ねている部分が多いため、統制活動としては、アプリケーション・システムに組み込まれている統制活動よりも共同センターシステムの利用者である信用金庫役職員とITが一体となって機能する統制活動に依存する部分が多い。

業務処理統制の評価項目

共同センターシステムの業務処理統制を評価する場合、アプリケーション・システムに組み込まれた統制活動と、当該統制活動を取り巻く人とITが一体となって機能する統制活動が存在することになる。

以下の表3は、一般的な検証項目の区分をFISCの「金融機関等のシステム監査指針」に基づき、例示したものである。アプリケーション・システムに組み込ま

れている統制活動をセンター監査人が評価する場合には、評価すべき統制項目とその評価範囲について、計画段階において、センター監査人と金庫監査人との十分な協議が必要である。

表 3

No	大項目	小項目	システムレビュー対象組織	
			共同センター	金庫
1	入出力業務管理体制	A.職務の分離		
		B.業務管理		
2	入力原票	A.入力原票の作成		
		B.入力原票の承認		
		C.入力原票の訂正		
		D.入力原票の保存		
3	入力処理	A.データ入力		
		B.外部企業等からの入力データの受入れ		
		C.入力原票のない場合のデータ入力		
4	処理の一貫性の制御	A.処理の正確性確保		
		B.ファイル間の整合性確保		
		C.複数システム間のインタフェース		
5	エラーデータ	A.エラーデータの修正		
		B.エラーデータの分析		
6	出力処理	A.出力情報の検証		
		B.出力情報の訂正		
		C.出力情報の配布		
		D.外部企業等へのデータ送付		
		E.出力情報の保存、廃棄		
		F.出力情報の有用性		
7	マスターファイル	A.マスターファイルの更新		
		B.マスターファイルの完全性及び正確性の確保		

印：該当

(FISCの「金融機関等のシステム監査指針 チェックポイント集一覧表 7. 入出力等の処理」(9ページ)を参考にしている。)

#### 業務処理統制の評価に関する特徴

通常の業務委託では、一定範囲の業務を一括して委託することが一般的であるため、その委託した業務の範囲におけるコントロール目標の全体について評価することが可能であり、それが効果的であると考えられている。

しかし、情報処理の委託、特に金融機関の基幹システムの運営委託においては、コンピュータシステムの運営作業のみの委託であり、業務そのものは委託側である



金融機関において行われている。言い換えれば、金融機関において行われている預金・融資・為替等の業務は、データ入力、入力結果の確認、取引の承認、出力帳票の確認等の各金融機関側で行われている作業と受託側のコンピュータシステムの中で行われている処理が一体として成り立っているため、その業務におけるコントロール目標を評価する場合、委託側の統制活動と受託側の統制活動に分割して評価することになる。そのため、受託側の統制活動のみでは、その業務におけるコントロール目標の全体について評価できない場合が多いと考えられる。

また、一般的に共同事務センターを利用している金融機関の場合、アプリケーション・システムに組み込まれている統制活動に対応するものとして人とITが一体となって機能する統制活動等を整備することはまれである。各金融機関において既に整備されている人とITが一体となって機能する統制活動等で不足している部分については、アプリケーション・システムに組み込まれている統制活動を利用する傾向が強いと考えられる。特に共同センターシステムのアプリケーション・システムに組み込まれている統制活動と信用金庫における人とITが一体となって機能する統制活動についての関係はその傾向が顕著である。そのため、多くの場合、各信用金庫によって異なるアプリケーション・システムに組み込まれている統制活動について評価を行わなければならないと考えられる。

したがって、共同センターシステムの仕様の理解と検証の評価においては、金庫監査人が人とITが一体となって機能する統制活動等とアプリケーション・システムに組み込まれている統制活動を十分に理解し、その信用金庫の業務処理統制の評価において必要なアプリケーション・システムに組み込まれている統制活動のみをセンター監査人が評価することが必要である。そのため、センター監査人方式により業務処理統制の評価を行う場合は、金庫監査人が業務処理統制の内容に十分な知識を有している必要がある。

以 上